

暮らしの情報

税金・保険・年金

市民課・納税課の休日窓口

日 7月13日(出)・28日(日)、8月10日(出)
 ※7月13日(出)・28日(日)は市民課業務のみ取り扱い
 午前9時～午後1時
 広域交付による戸籍証明書などの発行は不可
 市民課(市役所2階・マイナンバーカード窓口(市役所1階101会議室)) ☎042-481-7041～5
 納税課(市役所3階) ☎042-481-7214～20

令和6年度国民健康保険税の納税通知書を7月9日(火)に発送

税額は、令和6年4月～令和7年3月の1年分を加入者ごとに算定した金額を世帯で合算したもので、世帯主宛に送付します。年度の途中で加入・脱退した方は、加入月数に応じた月割り課税となります(加入・脱退ともに要手続き※郵送またはマイナンバーカードによるオンライン手続き可)。7月下旬になっても納税通知書が届かない場合は、お問い合わせください。詳細は、納税通知書に同封のチラシまたは市参照 保険年金課 ☎042-481-7054

住まい・街づくり・環境

調布都市計画生産緑地地区変更案の縦覧

告示日 / 7月16日(火)
 縦覧期間 / 7月16日(火)～30日(火) (平日のみ)
 午前8時30分～午後5時

まちづくり推進課(市役所7階)
 意見書提出方法・圖住所、氏名、電話番号、都市計画案の名称、意見を明記し、7月30日(火)(必着)までに〒182-8511市役所まちづくり推進課 ☎042-481-7453へ郵送または持参

健康

禁煙相談～あなたの肺・みんなの肺を大切に～



禁煙しようと思っても思うようにいかないなど、禁煙を希望している本人やご家族への保健師による相談を随時実施しています。11月には医師による禁煙相談や肺がん検診も予定しています。なお、肺がん検診の申し込みは7月12日(金)までです。

詳細は市参照
 電話で健康推進課 ☎042-441-6082

乳がん検診

【市内検診機関】

実施場所	検診日	申し込み先
①調布病院 【定員各月150人】 (送迎バスあり)	平日の 午前・午後 土曜日の 午前	☎042-484-2626 ☎042-481-0323 (月～土曜日 午前9時～午後4時30分 ※土曜日は午後0時30分まで)
②飯野病院 【定員各月100人】	月・火・水・ 金・土曜日 の午後	☎042-483-8811 (木・日曜日を除く 午前9時～午後5時)
③調布東山病院 【定員各月200人】	月・火・木・ 金・土曜日 の午後	☎042-481-5515 ☎042-481-5514 (月～土曜日 午前9時～午後4時30分)
④東山ドック・ 健診クリニック ウェルピアザ 仙川 【定員各月100人】	月～土曜日 の午前	☎03-5384-7060 ☎03-5384-7061 (月～土曜日 午前9時～午後4時30分)

※7月12日(金)までの申し込みは8～9月、13日(出)以降の申し込みは9～10月の受診。検診日は祝日を除く

昭和60年3月31日以前に生まれた女性
 マンモグラフィ
 1500円(検査時持参) ※生活保護受給世帯または中国残留邦人等支援給付世帯は受給証明書の提示で免除
 受診できない方 / ①令和5年4月以降の市の乳がん検診受診者 ②乳房の疾患や手術で治療中または経過観察中 ③妊娠中(可能性あり含む) ④授乳中、または授乳を終えて半年以内 ⑤V-Pシャント、または体内(胸部)にCVポートや心臓ペースメーカーなどの医療機器が入っている ⑥乳房内に人工物がある ⑦胸部外傷で治療中
 電話またはFAX(①③④のみ)で住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号、検診希望日(FAXの場合のみ第3希望まで)を各医療機関へ
 健康推進課 ☎042-441-6100

ごみ リサイクル

新リサイクルセンター整備事業に伴う更なる資源化のお願い

調布市・三鷹市のごみなどを処理しているふじみ衛生組合では、リサイクルセンターの老朽化に伴い、新施設の整備を令和6年度から行います。整備期間中は、ペットボトルと容器包装プラスチックは焼却により熱エネルギーとして利用するとともに、ペットボトルの一部を再びペットボトルにリサイクルする取り組み(水平リサイクル)を行います。整備期間中、ごみの分別や収集方法に変更はありませんが市民の皆さんにはペットボトル・容器包装プラスチックの減量や店頭回収にこれまで以上のご協力をお願いします。※工事の詳細は広報ふじみ衛生組合7月5日号参照 対策課 ☎042-306-8200

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯の方へ

エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金

物価高騰により家計への影響が大きい住民税非課税世帯等、住民税非課税世帯等の子育て世帯に対して給付金を支給します。
 令和5年度の物価高騰対策支援給付金の対象世帯以外で、令和6年6月3日(基準日)時点で調布市に住民登録があり、令和6年度住民税非課税・均等割のみの課税世帯※世帯全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている場合は対象外
 支給額 / ①住民税非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯等: 1世帯当たり10万円
 ②①の世帯で18歳以下の児童がいる世帯: 児童1人当たり5万円加算
 支給時期・方法 / ①市が振込口座を把握している世帯: 7月中旬にお知らせを送付。支給要件や振込口座を確認のうえ、変更ない場合は8月上旬以降に振込予定(手続き不要)
 ②市が振込口座を把握していない世帯: 7月下旬に支給要件確認書を送付。支給要件などを確認のうえ、必要事項を記載し、返送。確認書などを受理した日から4週間程度で指定口座に振込予定
 ※支給額、②の支給時期・方法は改めて周知
 提出期限 / 10月31日(休)(必着)
 調布市物価高騰対策支援給付金コールセンター
 ☎0120-700-143(平日午前9時～午後5時)
 (物価高騰対策支援給付金担当)

75歳以上の方はご確認ください

図 保険年金課 ☎042-481-7148

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新、限度額適用・標準負担額減額認定証・限度額適用認定証の交付

8月1日(休)から使用する新しい保険証(青竹色)を被保険者全ての方に特定記録郵便で7月9日(火)頃に発送します。※住所と実際の送付先が異なる場合は、要問い合わせ

表 自己負担割合(8月1日を基準日として新しい年度の住民税課税所得に基づいて決定)

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者が1人の場合200万円以上、被保険者が2人以上の場合320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満または、上記①に該当するが②には該当しない	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は、1割負担
 ◎自己負担割合が1割の方 世帯全員が住民税非課税の場合、減額認定証が交付されます
 ◎自己負担割合が3割の方 被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合、限度額認定証が交付されます

●減額認定証と限度額認定証の交付

過去に交付されたことがあり、令和6年8月以降交付対象となる方は、新しい認定証を7月17日(火)以降に送付します。これまで交付されたことが無く、今回対象となっている方は、申請書を送付します。
 現在使用中の保険証、減額・限度額認定証の破棄 / 8月1日以降に個人情報に留意の上、ご自身で破棄することができます

12月2日に紙の保険証、減額・限度額認定証の交付が終了

マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、12月2日以降紙の保険証、減額・限度額認定証の交付は終了となります。12月1日までに交付された保険証、減額・限度額認定証は、内容に変更がなければ、記載されている有効期限(令和7年7月31日)まで使うことができます。紙の保険証の有効期限が切れたときにマイナ保険証をお持ちでない方には、申請いただくことなく資格確認書を交付する予定です。

●空間放射線量の測定結果(6月)

市内公共施設の定点測定場所で空間放射線量を測定した結果、すべてで除染実施区域となる基準の0.23マイクロシーベルトの4分の1程度でした。
 図 環境政策課 ☎042-481-7087



市HP